

大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例（令和8年大磯町条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向確認が必要な施設)

第2条 条例第4条第2項の規則で定めるものは、次の施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(計画書の提出)

第3条 条例第7条の規定による設置等の工事の計画書の提出は、携帯電話基地局設置等計画届出書（第1号様式）により行うものとする。

(標識の設置)

第4条 条例第8条の規則で定める標識の設置は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 標識は、携帯電話基地局の設置計画のお知らせ（第2号様式）を用いるものとする。
- (2) 標識は、見やすい場所に設置し、風雨のため容易に破損しないように作成するとともに、表示した文字が不鮮明にならない塗料等を使用しなければならない。

(近隣住民への説明方法等)

第5条 条例第9条第1項の規定による近隣住民への説明は、事業者が直接本人に対し誠意を持って行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、書面等の配布その他の確実な方法により本人に対する説明に代えることができるものとする。

2 前項の説明において、必要と認めるときは、事業者は当該携帯電話基地局の設置等に関する説明に必要な資料を提供するものとする。

3 条例第9条第1項の規定により近隣住民に対し説明する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 携帯電話基地局の設置等計画の内容
- (2) 携帯電話基地局から発信する電波に関する内容
- (3) 工事中の安全対策

(説明会の開催)

第6条 事業者は、条例第9条第2項の規定により、当該携帯電話基地局の設置等に関して説明会を開催するときは、開催日時、開催場所等について配慮するものとする。

(近隣住民説明実施報告書の提出)

第7条 条例第9条第4項の規定による報告書の提出は、近隣住民説明実施報告書（第3号様式）により行うものとする。

(近隣住民説明実施報告書の閲覧)

第8条 条例第10条第2項の規定による実施報告書の閲覧は、町長が指定する場所において、事業者が近隣住民に対し説明会を開催した日の翌日から起算して21日を経過する日

までに行うものとする。

(調整申出書の提出)

第9条 条例第11条第1項の規定による紛争の調整の申出は、調整申出書(第4号様式)により行うものとする。

(調整の打切り通知)

第10条 町長は、条例第12条の規定により紛争の調整を打ち切ったときは、調整打切り通知書(第5号様式)により紛争当事者へ通知するものとする。

(計画廃止届の提出)

第11条 条例第14条の規定による計画廃止の届出は、携帯電話基地局設置等計画廃止届出書(第6号様式)により行うものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。